

令和 7 年太子町要綱第41号

太子町教育委員会施設等で使用する電力の供給における事後審査型 条件付一般競争入札要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太子町（以下「本町」という。）が発注する教育委員会施設等で使用する電力の供給の契約に係る郵送方式の事後審査型条件付一般競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事後審査型条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、郵送方式によって条件付一般競争入札を実施し、開札後に最低価格者（以下「落札候補者」という。）に対して入札参加資格に関する審査を行い、落札者を決定するものをいう。

(公告)

第3条 町長は、太子町教育委員会施設等で使用する電力の供給における事後審査型条件付一般競争入札を実施しようとするときは、太子町財務規則（平成元年太子町規則第1号）第114条に規定するもののほか次の事項について、公告を行うものとする。

(1) 入札書の郵送方法

(2) 入札書の到着期限

2 公告は、役場庁舎前掲示場及び太子町ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(入札参加資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、太子町教育委員会施設等で使用する電力の供給における事後審査型条件付一般競争入札の参加資格を有しないものとする。

(1) 令第167条の4に該当する者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、同法の規定による再生計画が認

可されている者を除く。

(4) 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれかに該当する者

ア 太子町建設工事等指名停止要綱（以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

ウ 太子町契約からの暴力団排除措置要綱の規定による入札参加除外措置要件に該当する者

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていない者

(6) 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していない者

(7) 国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体への予定契約電力、予定使用電力量と同規模の電力供給実績がない者

(8) 適正な電力供給のための体制が確立されておらず、供給約款等が整備されていない者。また、事故発生時緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていない者

(9) 本町の入札参加資格者名簿に登録されていない者。ただし、公告で定める期限及び方法により、一般競争入札参加資格申請書（太子町財務規則様式第58号）を本町へ提出し、本町から通知する事前審査書類確認書（様式第1号）により、業者番号が仮発行された者を除く。

(10) その他公告で定める要件を満たしていない者

（質疑）

第5条 入札参加者は、仕様書等に関して質問があるときは公告で定める期日及び方法により質問書を提出するものとする。

2 前項の質問に対する回答は、太子町ホームページに掲載する方法により行うものとする。

（入札書等の提出方法）

第6条 入札参加者は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を一般書留郵便又は簡易書留郵便等による郵送又は持参の方法により、提出しなければならない。この場合において、提出に要する費用は入札参加者の負担とする。

(1) 入札書

(2) その他公告で定める書面

2 入札参加者は、入札書等を長形 3 号封筒に入れ、のり付けのうえ、封筒の表に宛先（〒583-8580 太子町政策総務部総務財政課 行）を記載のうえ、「入札書在中」と朱書きし、封筒の裏には件名、開札日及び入札者の名称・所在地を記載し、開札日の前日までに到着するように提出しなければならない。ただし、開札日の前日が、土曜日、日曜日又は休日に当たるときはこれらの日の前日をもってその期限とみなす。

3 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札書等の提出後においても、開札日の前日までは入札の辞退を認めるものとする。

5 前項の場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を書面で表し、これを町長に提出しなければならない。

(入札書の受領等)

第 7 条 入札担当職員は、前条第 1 項により郵送された入札書を開札日の前日までに受領し、開札日時まで厳重に保管するものとする。

(開札)

第 8 条 開札は、あらかじめ公告で指定した日時及び場所において行うものとし、開札時に入札参加者が立ち会わないときは、令第 167 条の 8 の規定により当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 開札立会人は 2 名以内とし、当該開札終了後、開札確認書に署名を行うことにより、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

3 開札事務従事者及び開札立会人以外の者は、開札会場に入場できない。ただし、太子町建設工事等入札傍聴要綱の規定に基づき傍聴を認められた者は、この限りでない。

4 入札回数は、1 回とする。

(入札の無効)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

(1) 公告に示した入札参加資格のない者が行った入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 入札に関する条件に違反する者のした入札

(4) 第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する方法によらない入札

- (5) 事後審査型条件付一般競争入札の心得に違反する者のした入札
 - (6) 代理人のした入札
 - (7) 指定封筒に記載された事項と同封された入札書等に記載された事項が異なる入札
- (失格)

第10条 開札から落札者決定までの期間において、次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 指名停止要綱の規定による指名停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - (2) 本町との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第11条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額で入札した者を落札候補者とする。

- 2 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合は、令第167条の9の規定により、直ちにくじにより落札候補者を決定するとともにその順位を決定する。
- 3 前項の場合において、くじ引きを辞退又は棄権することができない。
- 4 落札候補者は、落札候補者決定の日の翌日（その日が休日に当たる場合は、翌開庁日）までに、「太子町教育委員会施設等で使用する電力の供給における事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書」（様式第2号）に、下記に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。ただし、第1号から第11号に掲げる書類について、本町の入札参加資格者名簿に登載されている者については、提出を免除するものとする。
 - (1) 商業登記簿謄本（次のいずれかを提出すること）
 - ア 現在事項全部証明書
 - イ 履歴事項全部証明書
 - (2) 営業所一覧表（様式第3号）
 - (3) 納税証明書（国税）
 - (4) 納税証明書（府税）
 - (5) 納税証明書（法人又は個人市町村民税）
 - (6) 印鑑証明書
 - (7) 決算書（決算基準日直前1年分の財務諸表）（次のいずれかを提出すること）
 - ア 貸借対照表
 - イ 損益計算書

- (8) 誓約書（様式第4号）
 - (9) 営業に必要な免許・許可・登録の証明書（該当する業者のみ）
 - (10) 業務実績調書（様式第5号）
 - (11) 使用印鑑届（様式第6号）
 - (12) 二酸化炭素排出係数等適合証明書及び根拠書類
 - (13) 安定供給確約書（様式第7号）
 - (14) その他公告で定める書面
- 5 町長は、前項の規定により落札候補者が提出した書類に基づいて入札参加資格の確認を行い、原則として落札候補者が決定した日から起算して3日（休日を含まない。）以内に落札者の決定を行うものとする。
- 6 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し、その旨を「太子町教育委員会施設等で使用する電力の供給における事後審査型条件付一般競争入札落札者決定通知書」（様式第8号）により通知するものとする。
- 7 落札候補者が公告に示す提出期限までに第4項の書類を提出しないとき、又は審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たさないことを確認したときは、その者のした入札を無効とし、その者に対し不適格とした事実及びその理由を「太子町教育委員会施設等で使用する電力の供給における事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格通知書」（様式第9号）により通知するものとする。
- 8 前項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は第2項の規定に基づき、くじにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。
- 9 落札者がいない場合は、再度の公告等により、後日改めて入札を行うものとする。
- （くじの方法）

第12条 前条第2項のくじの方法は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の3桁の数字（以下「くじ用数字」という。）を記載する。
- (2) 開札立会人により3桁の乱数を抽選で決定する。
- (3) 同価格で入札した者のくじ用数字にそれぞれ乱数を加えた下3桁の数字をくじ値とし、くじ値が最小値の者のくじ番号を0として、業者番号の昇順にくじ番号を付す。業者番号が最大の者までくじ番号を付したとき、くじ番号を付していない者がある場合は、業者番号の最小の者に戻り残りの者に続けてくじ番号を昇順に付す。
- (4) 同価格で入札した者の入札書に記載されているくじ用数字の合計に第2号で決定した乱数を加え、同価格で入札した者の数で除した

余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を同価格における最上位の順位とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。

(5) 前2号の場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないとき又はくじ用数字の記載が不鮮明であるときは、くじ用数字を0とみなすものとする。

(6) 本町の入札参加資格者名簿に登録されている者の業者番号が複数ある場合、最小の番号を業者番号とする。

2 前項の規定にかかわらず、別にくじの方法を定めた場合は、その定めによるものとする。

(契約書の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印のうえ、落札決定の日から5日（休日を含まない。）以内に提出しなければならない。ただし、本町の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第10条各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができる。

4 前2項の規定により契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(入札の中止等)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入札を中止又は延期することができる。

(1) 入札参加者に連合その他不穏な行動があり、公正な入札の執行に支障があると認められる場合

(2) 災害その他やむを得ない特別の事情がある場合

2 前項の規定による入札の中止又は延期により、入札参加者に損害が生じても、本町はその損害を補償しないものとする。

(入札結果の公表)

第15条 町長は、落札者を決定した場合は、入札結果を太子町ホームページにおいて公表する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、太子町教育委員会施設等で使用する電力の供給における事後審査型条件付一般競争入札に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。